

奈良県告示第百七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、介護機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

令和四年九月六日

奈良県知事 荒井正吾

指定介護機関の名称又は氏名	指定介護機関の所在地	廃止した施設又は居宅サービスの種類	廃止年月日
スマイル薬局長尾店	葛城市長尾九三	居宅療養管理指導及び介護予防 居宅療養管理指導	令和四年四月二十七日
萩の台薬局	生駒市萩の台一―二― 二 ライフコート萩の 台一階	居宅療養管理指導及び介護予防 居宅療養管理指導	令和四年四月二十七日